



街に、暮らしに、夢ある再生を。

# CHUBUSAISEKI



## The 19th Environmental Activity Report



活動期間：2023年4月～2024年3月

# 目次



## ① 中部砕石の会社概要



組織の概要 … P 3

環境方針・環境理念 … P 4

認証範囲 … P 5

組織図 … P 6

産業廃棄物に関わる許可状況 … P 7

許可品目及び処理能力 … P 8

## ② データ関連



環境目標 … P 9

負荷の状況 … P 10

受託した産業廃棄物の処理量 … P 11

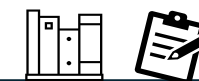
## ③ 工場を知ろう！



処理フロー … P 12

- ・野秋工場
- ・田尻工場
- ・エコR工場

## ④ 取組み内容の一覧と評価



環境経営計画の取組状況の確認及び評価  
次年度の取り組み内容 … P 15

緊急事態の対応策 … P 16

環境関連法規の一覧 … P 18

代表者による全体の評価 … P 20



## 組織の概要

名 称 中部砕石株式会社

所 在 地 本社事務所 静岡県焼津市小川 3105  
野秋工場 静岡県焼津市野秋 376番地の1  
田尻工場 静岡県焼津市田尻字和田 2331番3-8-10  
エコR工場 焼津市策牛字高田 121番1

設 立 平成10年1月

資 本 金 1,000万円

代表取締役 北村 陽祐

環境管理責任者 加藤 正和

エコアクション21事務局 担当 小塩 紘史  
連絡先 TEL 054-639-5966  
FAX 054-639-5967  
E-MAIL oshio@chubu-saiseiki.co.jp



ホームページ <https://chubusaiseiki.com/>

● 「環境省ローカルSDGs」企業等登録制度 ……2021/7/31より登録(No.112)  
[http://chiikijunkan.env.go.jp/deau/kigyo\\_list/](http://chiikijunkan.env.go.jp/deau/kigyo_list/)

## 環境理念

私たち中部砕石株式会社は、地球環境の保全が全人類共通の重要課題であることを認識し、産業廃棄物の収集運搬・中間処分及び、砕石等のリサイクル製品製造販売といった事業活動のすべてにおいて、全社員が環境保全に配慮した行動を執り、環境への負荷の低減に努めると共に、地域社会の循環型環境づくりに貢献します。

## 環境方針

私たちは、廃棄物収集運搬・処分業者として、廃棄物の再生利用、再利用を高い水準で維持すると共に、排出事業者や搬入業者にも提案・指導を行っていきます。

私たちは、省エネルギーによる二酸化炭素排出量の削減、リサイクル推進による二次廃棄物の削減、節水による排水量の削減により、環境維持に努めます。

私たちは、敷地内外の緑化活動を通じて、積極的に環境維持に努めます。

私たちは、私たちの事業活動に関連する開示開始し、環境経営の継続的改善を誓約します。

私たちは、私たちの環境に対する活動内容を、社外にも求めに応じ開示します。

平成18年7月24日制定  
2022年10月26日継続確認  
中部砕石株式会社  
代表取締役 **北村 陽祐**

# エコアクション21認証・対象範囲

2024年度：期間 2023.4.1～2024.3.31

全組織・全事業活動

## 中部砕石株式会社グループ Data

事業活動 産業廃棄物収集運搬・中間処分業（破碎・溶融・切断・圧縮）  
リサイクル製品生産販売  
片付け業

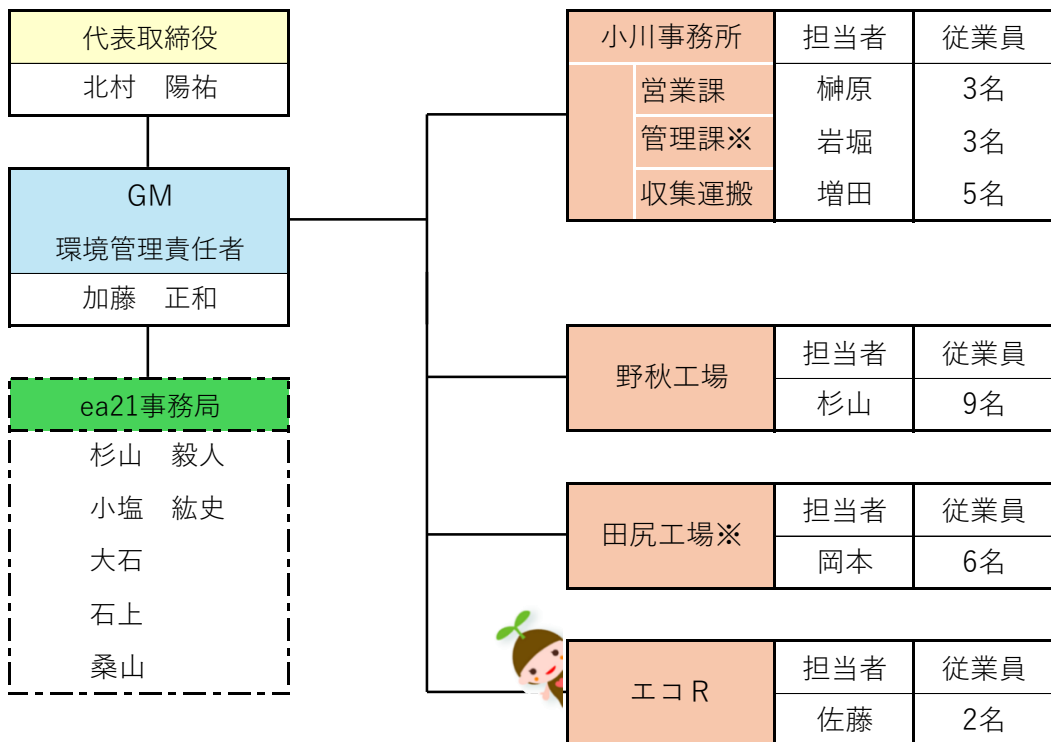
取扱品目 コンクリートくず・ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず  
廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず



## 事業の規模

		単位	2024年度	2023年度	2022年度
総売上高		千円	526,570	451,285	464,295
処理量		t	96,222	79,155	88,540
収集運搬量		t	7,673	7,325	8,521
従業員		人	30	30	30
面積	本社事務所	m <sup>2</sup>	1,978.9		
	野秋工場	m <sup>2</sup>	12,753.0		
	田尻工場	m <sup>2</sup>	1,077.4		
	エコR	m <sup>2</sup>	273.0		

# エコアクション21組織図



※ 作業時間8時間に対して常勤1名とする。

計 30名

## 代表取締役

- ・環境方針を定める
- ・環境管理責任者を指名
- ・資源（人材・資金・技術）の用意
- ・システムの評価と見直し・指示

## 環境管理責任者

- ・環境システムの総責任者としての役割
- ・環境システムの構築・運用・維持及び目標・活動計画の作成
- ・環境システムの実施状況を代表者へ報告

## EA21事務局

- ・環境管理責任者のサポート
- ・部署ごとに環境方針を周知させる
- ・各部署の活動実績結果を集計し、環境管理責任者へ報告

## 担当及び全従業員

- ・担当部署内へ環境方針を周知させる
- ・方針・理念を理解し、目標を達成できるよう活動する
- ・活動結果を集計し、EA21事務局へ報告

# 廃棄物処理に関わる許可の状況

## 産業廃棄物処分業許可（中間分）・一般廃棄物処理業許可

地名	許可番号	許可年月日	有効期限
静岡県	第02221035680号	令和2年12月10日	令和7年12月9日
焼津市	第104-4号	令和6年11月9日	令和8年11月8日

## 産業廃棄物収集運搬業許可

	許可年月日	有効期限
静岡県 第02201035680号	令和2年12月10日	令和7年12月9日
神奈川県 第01400035680号	令和2年5月13日	令和7年5月12日
愛知県 第02300035680号	令和3年3月22日	令和8年2月26日
奈良県 第02900035680号	令和4年10月19日	令和9年10月18日
岐阜県 第02100035680号	令和3年2月5日	令和8年2月4日
三重県 第06400035680号	令和2年10月15日	令和7年10月14日

## 一般廃棄物収集運搬業許可

	許可年月日	有効期限
焼津市 焼廃許可指令第51-2号	令和6年4月1日	令和8年3月31日
藤枝市 藤環指第29号	令和6年4月1日	令和8年3月31日

## エコアクション21

	認証・登録日	平成19年5月11日
	許可年月日	有効期限
認証番号 0001539	令和5年5月11日	令和7年5月10日

## 【建設重機】

車種・バケットサイズ	台数	車両	車種	台数
バックホー	0.8 3台	脱着装置付コンテナ	4 t車	1台
	0.4 1台	”	8 t車	3台
	0.25 1台	”	10 t車	1台
	0.1 1台	搭載型トラッククレーン	4 t車	2台
タイヤショベル	3 1台	普通乗用車		5台
	0.5 1台			
フォークリフト	4 4台			



## 【保有資格】

環境技術管理者	5名	移動式クレーン	9名
車両系保持者	16名	フォークリフト	20名
大型車免許	10名	玉掛け	15名
環境活動リーダー	3名		

etc...

## 産業廃棄物収集運搬及び処分料金

産業廃棄物の収集運搬料金及び処分料金につきましては、廃棄物の種類、量などにより計算いたします。お気軽にご連絡ください、無料にてお見積もり致します。

## 許可品目及び処理能力

処理施設		品目	処理能力 (t/8h)	
<b>野秋工場</b>				
処理方法	破碎	S7型ジョークラッシャー (1次破碎)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1560.0 t / 8 h
			がれき類	1560.0 t / 8 h
		スーパーインペラー (2次破碎機)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	720.0 t / 8 h
			がれき類	720.0 t / 8 h
		ザ・ニジク	廃プラスチック類	3.66 t / 8 h
			金属くず	7.17 t / 8 h
			ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	6.35 t / 8 h
			紙くず	3.14 t / 8 h
		木くず	4.71 t / 8 h	
		繊維くず	1.79 t / 8 h	
	切断	バラスター	繊維くず (量に限る。)	3.60 t / 8 h
溶融	コンポスト	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	0.06 t / 8 h	

処理施設		品目	処理能力 (t/8h)	
<b>田尻工場</b>				
処理方法	圧縮	油圧式圧縮梱包機	廃プラスチック類	40.0 t / 8 h
			紙くず	40.0 t / 8 h
	破碎	シュレッドイーグル	廃プラスチック類	3.18 t / 8 h
			金属くず	4.41 t / 8 h
			紙くず	2.53 t / 8 h
			ガラスくず及び陶磁器くず	8.90 t / 8 h
			木くず	3.18 t / 8 h
			繊維くず	2.90 t / 8 h
	<b>エコR工場</b>			
	破碎	スーパークラッシャー	ガラスくず及び陶磁器くず	3.63 t / 8 h
			がれき類	3.63 t / 8 h
紙くず (石膏ボード)			0.09 t / 8 h	
ハンマークラッシャー		ガラスくず及び陶磁器くず	112.00 t / 8 h	
		がれき類	112.00 t / 8 h	
	紙くず (石膏ボード)	1.73 t / 8 h		



# 環境目標 ---1



① 最終処分率 (t) % = 年間埋立量/年間処分量

2023年度		処分率	委託率	(内、再生)	(内、埋立)	前年度	前々年度	目標値	次年度以降目標		
									2024	2026	2028
受入量	96,594 t										
処分量	96,222 t	93.7%				79,155 t	84,470 t				
委託量	6,029 t		6.27%	772 t 0.80%	544 t <b>0.57%</b>	566 t 0.71%	710 t 0.84%	<b>0.60%</b>	0.55%	0.50%	0.45%

**達成**

## ②-1 二酸化炭素排出量の削減

総二酸化炭素排出量 484,768 kg-CO2 452,152 471,497



売上100万円に対しての二酸化炭素排出量を計測し、効率化を図っています。

kg-CO2/売上	月平均		前年度	前々年度	目標値	次年度以降目標		
						2024	2026	2028
全体	<b>929.7</b>	<b>達成</b>	970.5	1,006.5	<b>933.0</b>	927.1	900.4	873.6
軽油	<b>687.4</b>	<b>達成</b>	737.1	740.2	<b>711.5</b>	685.5	667.2	648.9
ガソリン	<b>48.0</b>	<b>未達成</b>	32.0	25.6	<b>30.9</b>	20.8	20.3	19.8
灯油	<b>2.1</b>	<b>未達成</b>	0.7	0.6	<b>0.4</b>	0.5	0.3	0.1
低圧電気	<b>215.9</b>	<b>未達成</b>	192.5	231.6	<b>182.4</b>	212.6	205.1	197.5
中部電力	<b>7.7</b>	<b>達成</b>	8.3	8.5	<b>7.8</b>	7.7	7.5	7.3

二酸化炭素排出量が若干の増加傾向にあった中、月により売上が伴わず目標未達成となってしまった...

二酸化炭素排出量そのものを削減を目指し、老朽化した車両や重機の更新を進め、来たる【2030年】・【2050年】に向けて排出量**0**を目指す！

## 環境目標 ---2



②-1 節水(月平均) 粉塵防止を最優先として水を使用し、過剰な使用を削減することを重視しています。

	月平均		前年度	前々年度	目標値	次年度以降目標			単位 : ℓ
						2024	2026	2028	
本社事務所	5	達成	4.4	4.2	7.6	5	4.85	4.75	目標値：今年度より3%、5%削減
野秋工場	780	未達成	676.6	809.1	711.5	711.5	690.2	675.9	
田尻工場	6	達成	6.1	6.7	6	6	5.82	5.7	
エコR工場	33	達成	34.6	30.6	35	33	32.01	31.4	

### ③ 緑化活動

活動内容	開催数	合計	目標値	次年度以降目標
・ 環境美化活動 ・ 近隣の側溝掃除	4回	6回 達成	4回/年	4回/年
	2回			

### ④ 法令遵守

確認頻度	確認数	目標値	次年度以降目標
・ 各種関連法規 (廃掃法・盛土条例など)	随時 達成	1回以上/年	1回以上/年

### ⑤ 開示活動

更新頻度	実施数	目標値	次年度以降目標
・ ホームページ ・ エコアクション21 ・ 優良認定(準備中)	1回以上/年 1回以上/年 1回以上/年 達成	1回以上/年	1回以上/年

# 環境への負荷の状況

該当項目		量		CO2排出量 (kg-CO2)	割合	環境負荷の要因となる主な活動・設備等		
エネルギー使用量	電力	ENEOS	214,252.00	kWh	109,054.27	22.5%	係数:0.509	
	電力	中部電力	8,626.00	kWh	3,898.95	0.8%	係数:0.452	
	電力	太陽光発電					46873.0kWh 売電	
	ガソリン		10,452.86	L	24,250.64	5.0%	係数:2.32	
	軽油		134,545.01	L	347,126.13	71.6%	係数:2.58	
	灯油		176.00	L	438.24	0.1%	係数:2.49	
	合計（エネルギー）			368,051.87		484,768.22	100.0%	
受託、再生資源等または受領した廃棄物の処理量等	産業廃棄物	収集運搬量	7,672.59	t				
		中間処理量	96,222.13	t				
		うち再資源化等量	87,425.66	t				
		中間処理後の処分量	5,269.34	t				
		最終処分量等	543.80	t				
	一般廃棄物	収集運搬量	事業系		Kg			
			家庭系	0.71	Kg			
		中間処理量		12.70	m <sup>3</sup>			がれき類・瓦
			うち再資源化等量	12.70	m <sup>3</sup>			
	再生資源の回収・収集等							
再生資源または廃棄物の再資源化等								
一般廃棄物総排出量			6.00	m <sup>3</sup>				
産業廃棄物総排出量				kg				
中間処理量				kg				
うち再資源化量				kg				
最終処分（埋立）量				kg				
水使用量	上水		525.00	m <sup>3</sup>				
	工業用水			m <sup>3</sup>				
	地下水		9,358.70	m <sup>3</sup>				
						処分に關し、化学物質の使用はありません		

受託した産業廃棄物の処理量

2023/4/1 ~ 2024/3/31

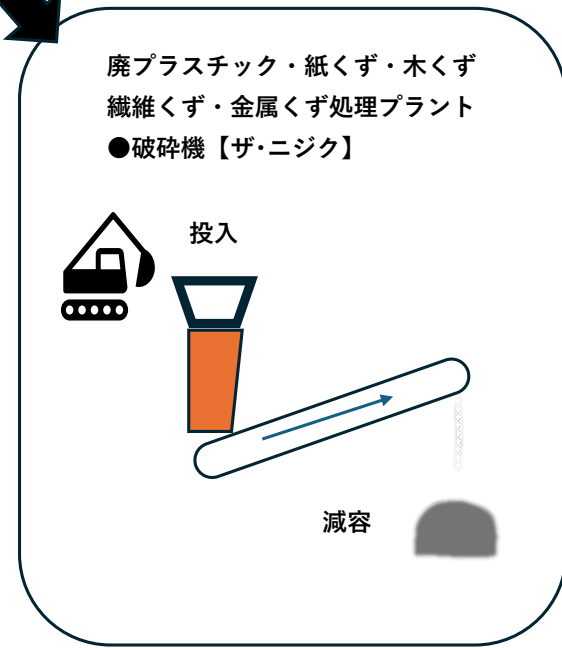
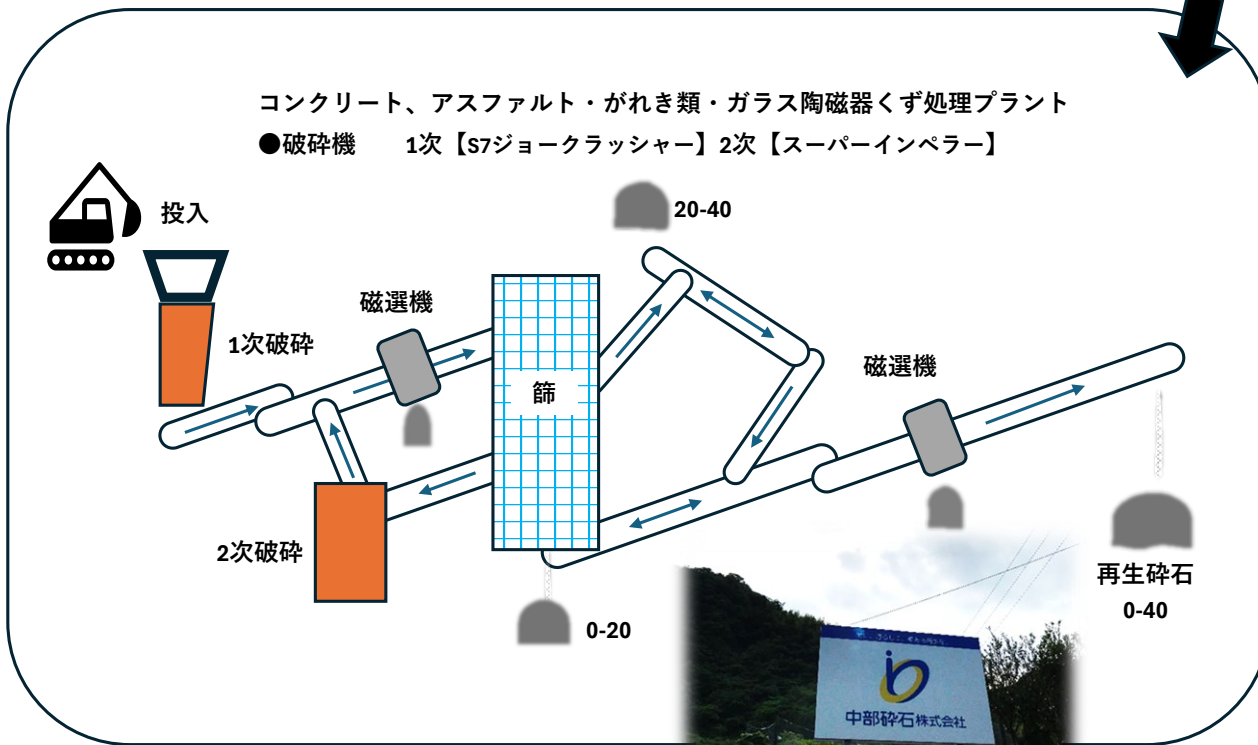
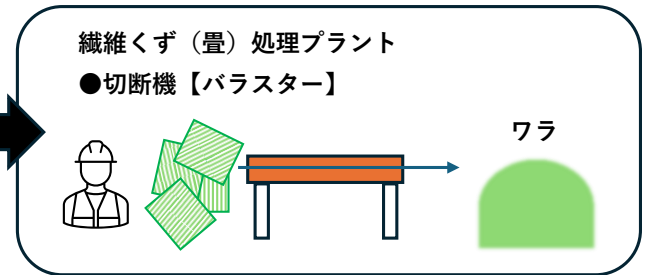
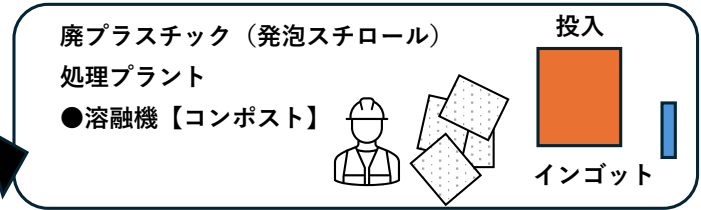
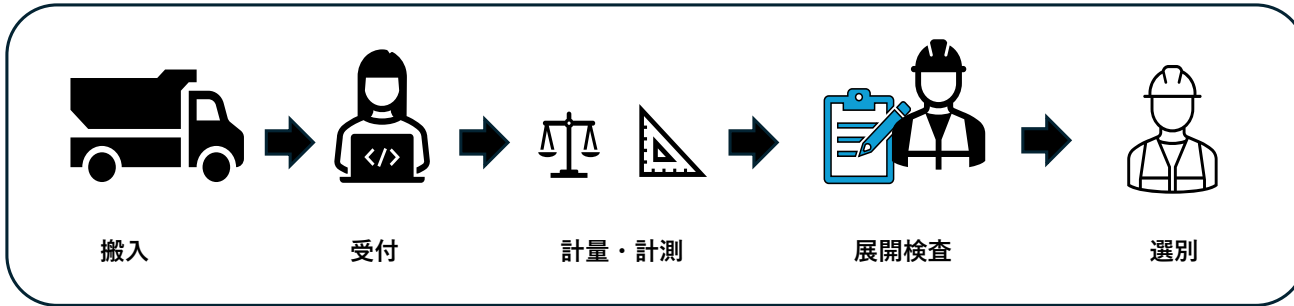
単位：t

品目		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
コンクリート破片	受入量	5,537	8,096	7,458	5,880	5,402	3,742	3,729	5,729	8,019	5,910	7,344	8,528	75,375
	処理量	5,498	8,176	7,409	5,972	5,200	3,985	3,655	5,638	8,119	5,657	7,372	8,604	75,284
アスファルト・コンクリート破片	受入量	139	122	298	324	478	117	254	365	424	1,783	700	263	5,267
	処理量	136	92	284	371	478	117	214	356	427	1,699	779	262	5,215
がれき類	受入量	206	168	254	247	189	114	226	296	253	144	215	182	2,494
	処理量	236	76	357	202	107	84	271	120	98	439	143	230	2,362
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	受入量	671	538	582	497	452	527	508	699	552	596	586	540	6,749
	処理量	662	428	666	509	383	509	573	704	413	642	665	482	6,635
石膏ボード	受入量	63	89	67	54	53	44	57	63	48	78	55	73	743
	処理量	71	61	81	83	27	71	72	36	62	32	110	57	764
廃プラスチック類	受入量	284	233	211	214	208	230	222	278	271	195	255	348	2,948
	処理量	286	264	213	211	221	221	198	292	263	198	290	291	2,948
紙くず	受入量	23	13	17	19	17	17	20	23	24	20	21	30	246
	処理量	28	12	14	18	21	18	11	23	32	18	23	24	242
木くず	受入量	125	92	144	159	142	168	145	154	174	158	157	159	1,776
	処理量	149	90	119	155	175	175	116	160	172	167	158	149	1,784
繊維くず	受入量	2	6	5	5	5	5	6	5	4	4	3	5	57
	処理量	2	1	5	7	7	5	3	6	9	1	4	7	57
金属くず	受入量	44	71	85	45	36	49	47	61	69	66	271	94	939
	処理量	49	64	86	44	43	41	41	60	79	71	272	81	930
合計	受入量	7,097	9,429	9,120	7,444	6,983	5,013	5,214	7,673	9,838	8,954	9,607	10,222	96,594
	処理量	7,116	9,263	9,235	7,571	6,661	5,225	5,154	7,395	9,673	8,924	9,816	10,187	96,222

※前年度の繰り越し等により、合計に誤差が生じます。

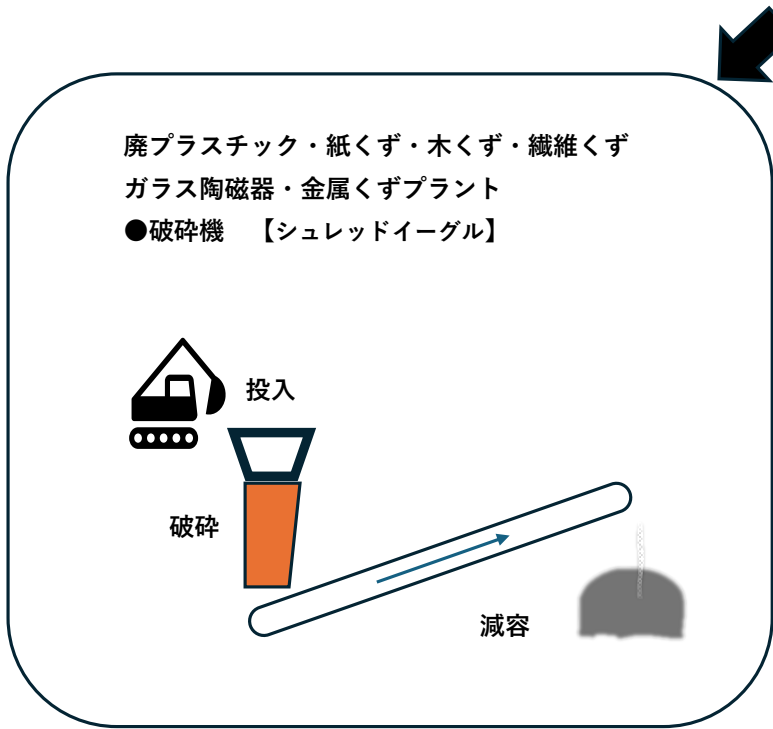
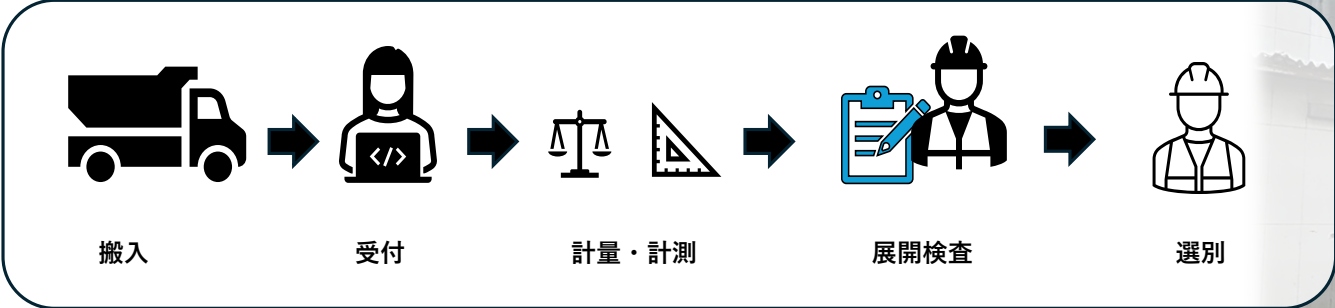
# 産業廃棄物処理フロー

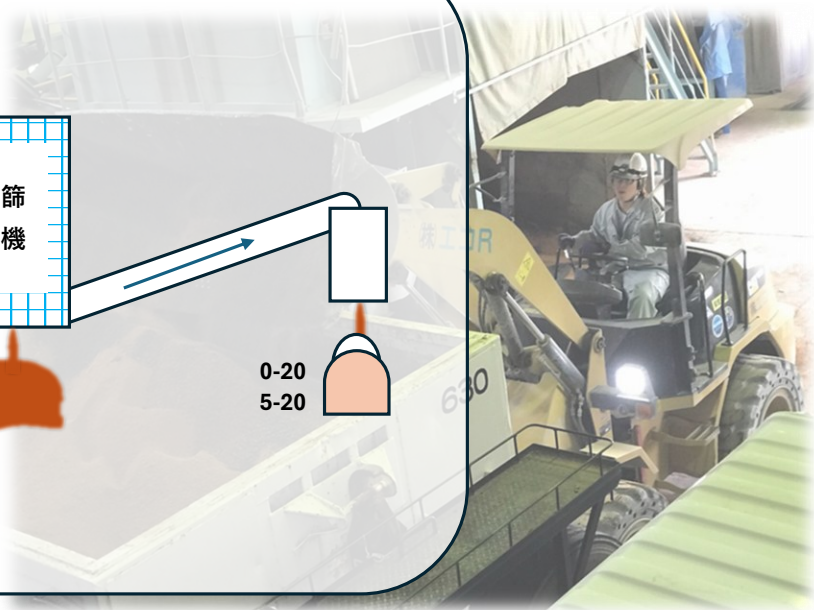
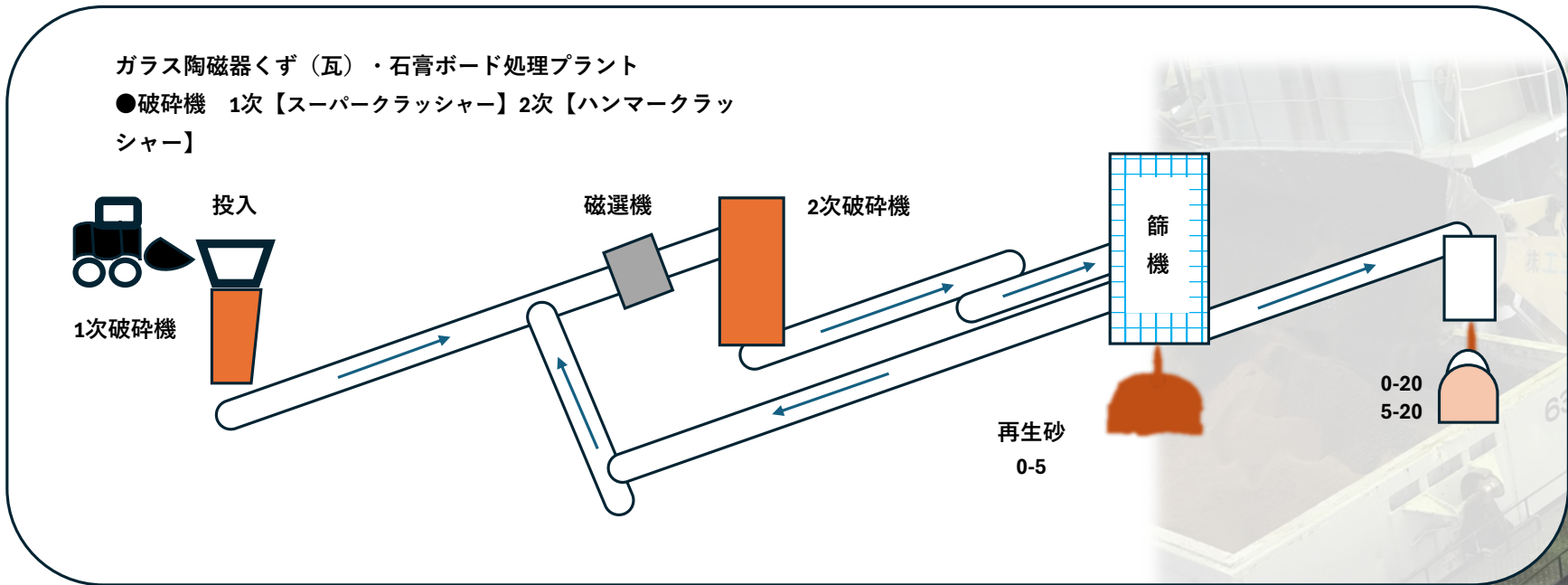
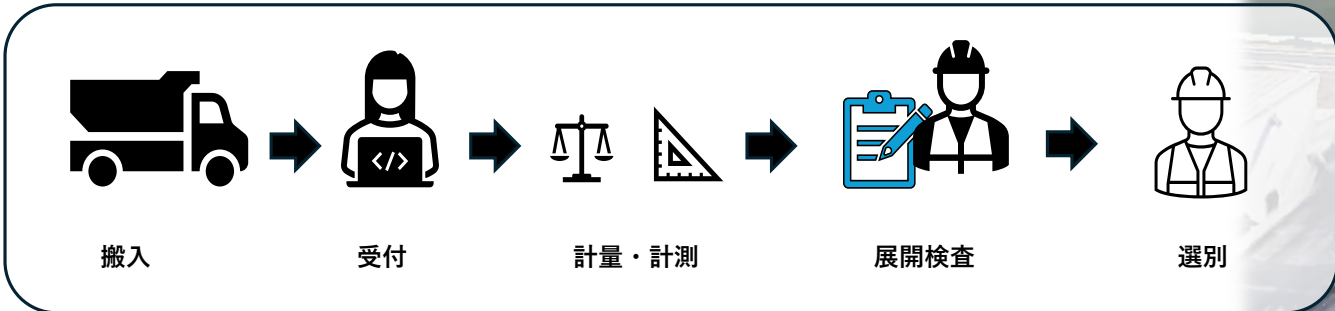
## 野秋工場



# 産業廃棄物処理フロー

## 田尻工場





## 環境経営計画の取り組み状況の確認及び評価次年度の取り組み内容

環境方針	重点取組項目 取り組み方法			スケジュール												次年度の 取組内容			
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		総合結果		
① リ サイ クル 率 の 向 上	リサイクル割合の増加・二次廃棄物の削減 担当者			◎	○	◎	○	◎	○	○	◎	○	○	○	◎	継続			
	・従業員教育 ・新製品の開拓 ・選別の徹底 ・計画的な処理による減容 ・施設の点検整備	小塩 岡本 佐藤	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている						
	受入前選別の呼びかけ			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	継続
	・ポスターを掲示する ・随時呼びかけ	桑山 大石 鈴木	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている						
リサイクル商品使用の推進			◎	◎	◎	△	×	×	×	○	◎	◎	◎	◎	○	継続			
・RC0-40の販売 ・マイバック運動の推進 ・エコアル商品の販売	小塩 岡本 佐藤	評価	達成できている			未達成			概ね達成できている			達成できている							
② 二 酸 化 炭 素 の 削 減	燃料使用量の削減			△	◎	○	◎	○	△	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	継続		
	・アイドリングSTOP ・エコモードでの重機作用の推奨 ・作業方法の見直し	杉田 沼本 増田	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている						
	・待機電力のカット			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎			継続	
	・作業終了時に個別スイッチ ・ブレーカーオフ ・エアコンの適正使用	岡 沼本 大石	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている						
節水			◎	△	◎	△	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	○	継続			
・使用量管理 ・散水量の適正化	杉田	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている							
③ 緑 化 運 動	緑化運動			◎			◎			◎			◎		○	◎	継続		
	・場内樹木の手入れ ・草刈り	杉田 沼本 大石	評価	達成できている			達成できている			達成できている			達成できている						
	美化活動			◎	◎		◎			◎		◎	◎		◎			継続	
・地域清掃 ・側溝掃除	全社員	評価	美化運動 側溝掃除 5月			美化運動			美化運動 側溝掃除 12月			美化運動							
④ 法 規	安全教育実施			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	継続			
	・年一回の安全大会を行う ・第1月曜に安全衛生委員会開催 ・KYTの実施(毎月第4水曜日)	全社員 役員 各工場	評価	安全標語・ヒヤリハット報告 安全大会実施(6月)						関連法規・条例の見直			安全パトロール実施(1月)						
⑤ 開 示	情報の開示			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	継続				
	・ホームページ更新 ・ea21レポート作成 ・安全衛生ニュース	ea21 事務局員	評価	達成できている			達成できている 16			達成できている			達成できている ea21中間審査						



## 環境上の緊急事態への準備及び対応

### 1. 産業廃棄物処理場及び収集運搬時の環境影響に対する対応

- 1.1 廃棄物処理場での対応
  - 1.2 廃棄物の適切な分別と処理  
廃棄物の種類ごとに分別し、適切な処理方法及びリサイクルを実施する。
  - 1.3 粉塵・排水の管理  
廃棄物処理過程で発生する粉塵は、大気汚染の観点からも必要であるが散水が過剰にならないよう管理が必要。沈殿槽を設置し、排水に含まれる物質を適切に除去してから放流する。
  - 1.4 騒音・振動の管理  
廃棄物処理場での機械作業や運搬車両の稼働に伴い、周辺住民に騒音や振動の影響が出る可能性がある。騒音防止壁や防音設備の設置、稼働時間の制限などで、環境への影響を最小限に抑える。
2. 廃棄物収集・運搬時の対応
  - 2.1 収集運搬車両の管理  
廃棄物収集運搬車両は、廃棄物が飛散しないようにシート等を使用し、運搬中の飛散や漏洩を防止する。車両は定期的に点検・整備し、車両の排気ガスを削減するために低公害車の使用を推進する。
  - 2.2 適切な運搬ルートを選定  
廃棄物の運搬ルートは、環境影響や交通状況を考慮して選定する。  
居住地域を避け、交通の少ないルートを優先することで、騒音や交通渋滞による影響を最小限にする。

### 2. 火災発生時の対応

- ・初期消火:  
可能であれば、消火器や防火設備を使用して初期消火を試みる。  
火災が大規模な場合、すぐに避難し消防に通報する。
- ・避難指示:  
直接の呼びかけや無線を使って避難指示を行う。  
事前に指定された安全な避難場所へ移動。
- ・通報と連絡:  
緊急連絡先一覧に則り火災発生を報告。  
消防署に直ちに連絡し、火災の詳細を伝える。
- ・安全確認:  
避難後に全員が安全に避難したことを確認。



### 3. 人身事故の対応

- ・応急処置:  
事故の内容により、二次災害防止・抑制に努める。  
上長に連絡し指示・応援を仰ぐ。  
傷病者に対して応急処置を行う。止血や心肺蘇生法など、必要な応急手当を迅速に実施。
- ・救急車の要請:  
重大な怪我や急病の場合は、直ちに救急車を呼び、病院に搬送する。
- ・事故現場の保護:  
事故原因を調査するため、事故現場を適切に保護し、必要な情報を収集。
- ・報告:  
緊急連絡先一覧に則り担当者に事故を報告し、詳細な情報を提供する。



### 4. 自然災害（地震・台風など）の対応

- ・避難指示:  
地震や台風・崖崩れなど自然災害時は、事前に定められた避難場所へ速やかに避難する。
- ・設備の安全確認:  
地震や台風の影響で設備が損壊している場合は、二次災害の防止のため、電気の供給を停止。
- ・外部との連絡:  
緊急連絡先一覧に則り電話や無線を使って外部の救援機関と連絡を取り、状況を報告。
- ・復旧作業:  
自然災害後、安全が確認され次第、復旧作業を開始。被害状況に応じて、外部の専門業者と連携することが必要。

### 5. 緊急時対応訓練の実施

定期的に緊急時対応訓練を実施し、従業員が各種の緊急事態に対処できるよう訓練する。  
訓練後にフィードバックを実施し、改善点を明確にする。

訓練実施結果報告書	
実施日時	2024年10月10日
実施場所	本社1階会議室
実施内容	地震発生時の対応訓練
参加者	営業課 田中 太郎、開発課 山田 花子、総務課 鈴木 一郎
実施結果	全員の参加が確認され、避難経路の確認が完了した。また、緊急連絡先への報告もスムーズに行われた。
改善点	避難時の服装（靴）のチェックが徹底されていない。次回からは、避難準備時に靴の着用状況を確認する。
実施者	安全委員会 佐藤 健一
承認者	副社長 佐藤 健一



シェイクアウト訓練（初期避難訓練）

環境関連法規等の一覧表及び違反・訴訟等の有無と遵守状況の確認

制定又は見直し 2024年 10月 1日 現在

適用法規等	規制事項・基準及び測定頻度等	該当設備・適用事項等	遵守状況確認 2024年 4月 1日 確認者:小塩 紘史	備考 (△・×に関する コメント等)
大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般粉じん発生施設の届出（法18①②） 法：ベルト巾75センチ以上 破碎機出力 75KW以上（密閉式、湿式は除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出日;昭和63年2月9日より・みなし許可 ベルト幅①90センチ②105センチ③120センチ 県条例では、7.5KW～75KW以下</li> </ul>	問題なし	
水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設 59；水洗式破碎施設又は分別施設</li> <li>水処理施設</li> <li>平均50m<sup>3</sup>/日以上排水</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出日；昭和63年2月9日より</li> <li>タイヤ洗場の水を処理する沈殿槽</li> <li>平均50m<sup>3</sup>/日以下（4m<sup>3</sup>/日）</li> </ul>	問題なし	
浄化槽法	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期水質検査（法11条） 年1回</li> <li>保守点検（法10条）回数は令による 清掃（法10条）1回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期水質検査</li> <li>11条検査；県生活科学検査センターに依頼</li> <li>保守点検・清掃など；業者に委託 （小型合併）浄化槽</li> </ul>	水質検査結果は問題なし 浄化槽保守点検 問題なし	
フロン排出抑制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易点検 全ての第一種特定製品 3ヶ月に一回以上</li> <li>定期点検（上乘せ） うち、圧縮機に用いられるエンジンの定格出力が一定規模以上のもの 3年に一回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3ヶ月に1度の定期自主検査により実施</li> <li>納車後、3年目の年次検査時に追加実施【簡易点検】</li> </ul>	問題なし	
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設の事前届出（法6、令1別表-1、規3、4） 特定施設：破碎機・摩碎機・ふるい、分級機 7.5KW以上</li> <li>規制基準の順守（法5）</li> <li>数などの変更の事前届出（法8、規6）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出日；昭和63年2月9日より</li> <li>みなし許可 50デシベル以下</li> </ul>	問題なし	
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設の事前届出（法6、令1別表-1、規3、4） 特定施設：破碎機・摩碎機・ふるい、分級機、 7.5KW以上</li> <li>規制基準の順守（法5）</li> <li>数などの変更の事前届出（法8、規6）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出日；昭和63年2月9日より</li> <li>みなし許可 60デシベル以下</li> </ul>	問題なし	
盛土条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上の盛土等を許可制へ（条例第9条） 盛土等区域の面積1,000m<sup>2</sup>以上又は盛土等の土量1,000m<sup>3</sup>以上を 対象と規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法に規定する廃棄物及び土壌汚染対策法に規定する汚染土壌は、本条例の「土砂等」には該当しない。</li> </ul>	問題なし	
静岡県生活環境の保全等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般粉じん発生施設：（条24、25、規10 別表-3） 破碎機 7.5～75KW 「騒音及び振動規制法で届ける必要のない小型のものには、県に届出必要なものがある。」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出日；昭和46年10月13日より</li> </ul>	問題なし	
静岡県産業廃棄物適正処理指導要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理施設等の設置手続き（14条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備新設時に対応</li> </ul>	新規設置なし	
家電リサイクル法		<ul style="list-style-type: none"> <li>事務・休憩室等のエアコン・冷蔵庫 洗濯機</li> </ul>	稼働中 廃棄時に委託処理	

環境関連法規等の一覧表及び違反・訴訟等の有無と遵守状況の確認

制定又は見直し 2024年 10月 1日 現在

適用法規等	規制事項・基準及び測定頻度等	該当設備・適用事項等	遵守状況確認 2024年 4月 1日 確認者:小塩 紘史	備考 (△・×に関する コメント等)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	*産廃収集運搬業者として ・排出事業者と収集・運搬及び処分の委託契約の締結(法12②、令6の2、規8の2-4) 3者契約の実施 ・収集運搬業の許可申請(法14①②、令6の9、規9の2) 5年毎に更新申請が必要 ・産廃処理基準に従った収集運搬の実施(法14⑩、令6一) ・マニフェスト伝票の記載・回付及び保管(法12の3②⑧、規8の22、23、30) ・帳簿の整備と保管(5年間) *産廃処分業者として ・処分業の許可申請(法14⑥⑦、令6の11、規10の4) ・産廃処理基準に従った処分の実施(法14⑩、令6二) ・マニフェスト伝票の記載・回付及び保管(法12の3①③⑨、規8の24、25、30の2) — 10日以内に回付、5年間の保管	・許可期限の確認 ・マニフェスト伝票の管理確認と保管確認(5年) ・許可期限の確認 ・マニフェスト伝票の管理確認と保管確認(5年)	・産廃廃棄物処分業許可証 有効期限 2025/12/9 ・産廃廃棄物収集運搬許可証及び一般廃棄物許可証 各都道府県・市確認済み ・電子マニフェスト加入証 平成21年10月3日より ・その他保管確認済み	
県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	・収集運搬及び処分の現地確認 排出事業者からの受託と排出先の現地確認 (条10の1、2、規4、5条) — 新規時及びその後1回/年以上 ・県外廃棄物の搬入の事前協議(条12、条6、7) 搬入状況の報告 (条15規8) — 報告は3月31日までの1年分を6月30日までに ・産廃の処理状況の報告など(条17) — 報告は3月31日までの1年分を6月30日までに	・見学確認に受託 処理業者の現地確認 ・報告書の提出 ・処理状況の報告書提出	定期的実施	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	受注者(元請業者)として対応； 対象建設工事の届出(法10、12①、②)、契約(法13①②) 分別解体義務(法9)、再資源化義務(法16) 報告(法8①、法42②) 特定建設資材(廃棄物)(法2、令1、法16)； コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材 アスファルト・コンクリート。 指定建設資材廃棄物(法16、令4)；木材廃棄物	対象建設工事(法9、10、令2)とは、 *建設物の解体工事 (床面積80㎡以上) *建築物新築・増築 (床面積500㎡以上) *建築物修繕等 (請負相当額1億円以上) *建築物以外の解体新築工事 (請負相当額500万円以上) ・個々の事例で対応する	現在は該当する工事はない	

遵守状況； ○ 適切 △ 一部是正要 × 是正要 - 当期間該当なし 又は 必要に応じ内容を記載する

\* 関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟も過去3年間ありませんでした。

## 代表者の評価と見直し

----- 結果報告 -----				
評価項目	単位	総量	目標値	今年度 %
リサイクル量・率(二次除く)	t	87,426		90.9%
埋立量	t	544	0.60%	0.57%
評価項目	単位	総使用量	目標値	売上比
<b>二酸化炭素排出量</b>	kg-CO2	484,768	933.0	<b>929.7</b>
<b>燃料</b>				
・軽油	ℓ	134,545	711.5	<b>687.4</b>
・ガソリン	ℓ	4,600	30.9	<b>48.0</b>
・灯油	ℓ	176	0.4	<b>2.1</b>
<b>電気</b>				
・低圧	k W	214,252	182.4	<b>215.9</b>
・従量電灯	k W	8,626	7.8	<b>7.7</b>
水使用量	単位	総使用量	目標値	月平均
・上水	ℓ	525	41.5	<b>43.8</b>
・地下水	ℓ	9,359	606.2	<b>779.9</b>
	単位		目標値	実施回数
環境維持活動及び緑化運動	回		4	<b>6</b>
環境関連法規・条例等を遵守	回		1	<b>1</b>
開示活動	回		1	<b>1</b>

### 総合評価

### 指示・見直し

・環境経営方針	継続を指示
・環境経営計画	継続を指示
・環境経営目標	継続を指示
・実施体制	継続を指示

### 代表者のコメント

日々のご尽力に感謝申し上げます。

中部砕石は、リサイクル産業として産業廃棄物の中間処理を行うにあたり、いかに安定してお客様の廃棄物を受け入れ、リサイクルを推進し、最終処分場への廃棄物の量を削減するかに力を入れてまいりました。

しかし、近年、毎年のように過去最高を更新する異常気象が報じられる中、資源の有効活用と二酸化炭素排出量の削減が急務であると痛感しております。

今後もエコアクション21の取り組みを継続し、持続可能な社会づくりの一翼を担えるよう、引き続き精進してまいりましょう。

環境管理責任者

**加藤 正和**

発行 : 中部砕石株式会社

〒425-0033 静岡県焼津市小川 3105

TEL 054-639-5966

FAX 054-639-5967

代表取締役 北村 陽祐

環境管理責任者 加藤 正和

エコアクション21事務局 小塩 紘史

杉山

大石

石上

桑山

E-MAIL:oshio@chubu-saiseki.co.jp

<https://chubusaiseki.com/>

2024年8月1日 第19版発行



街に、暮らしに、夢ある再生を。

**CHUBUSAISEKI**